

説 明 書

公継第3号測の2 (重) 三島川之江港 荷役機械基本設計委託業務に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書による。

1 業務の内容

(1) 業務名

公継第3号測の2 (重) 三島川之江港 荷役機械基本設計委託業務

(2) 業務内容

愛媛県管理港湾におけるコンテナターミナルにおいて、今後整備予定の岸壁検討の基礎資料とするため、同岸壁に対応したガントリークレーン (JIS B 0146-1 クレーン用語によるコンテナクレーンで、以下、クレーンと云う) 1基の技術検討書の作成を行うものである。

なお、設計箇所は、以下の公共ふ頭を想定している。

(重) 三島川之江港 金子地区 10,000D/W級 水深9m 岸壁1バース 延長240m

当該クレーンの技術検討に当たっては、平成30年4月に改定された「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を適用する。

(3) 業務の詳細な説明

別添委託業務見積仕様書及び特記仕様書による

(4) 履行期間

業務委託契約成立の翌日から令和8年12月18日限り

2 入札参加希望者の要件

(1) 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和7年度及び令和8年度において県が発注する建設工事 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事をいう。) に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年 法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)

イ 入札参加申請書の提出の期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱 (昭和63年8月1日制定) に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

ウ 民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと (民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

エ 入札に参加する者又はその役員等 (業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。) が次に掲げる者でないこと。

① 愛媛県暴力団排除条例 (平成22年愛媛県条例第24号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)

② 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ この入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

カ 過去15年に国又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に掲げる業務の受注実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（TECRIS）（以下「テクリス」という。）に登録されたもの、又は業務委託契約書の写しや成果品等の業務内容が確認できる資料を提出できるもののうち、業務が完了し、成果品の引き渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

① 同種業務：ガントリークレーンの設計業務

② 類似業務：港湾荷役に使用するクレーンの設計業務

なお、当該受注実績に係る業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負させたものは、受注実績としては認めない。

キ 特記仕様書に掲げる要件を満たす管理技術者等を配置することができる者であること

(2) 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目

入札参加者の選定については、入札参加申請書提出者の中から、次の項目等を勘案し選定するものとする。

ア 2(1)カに掲げる業務の実績

イ 2(1)キに掲げる配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等の状況

3 入札参加申請書の提出等

入札希望参加者は、次により入札参加申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(1) 入札参加希望者の要件

入札参加者申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時において、2(1)に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(2) 入札参加申請書の受付期間並びに提出の場所及び方法

ア 受付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月9日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県東予地方局 出納室

〒793-0042

愛媛県西条市喜多川 796 番地 1

電話 0897 (56) 1300

メール tou-suito@pref.ehime.lg.jp

ウ 提出方法

持参して提出又は郵送(郵送の場合は、アの受付期間内に必着のこと。)

(3) 入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない

- い。
- ア 入札参加資格確認資料（別記様式第2号様式）
必要事項を記載すること。
- イ 資本関係及び人的関係に係る状況届（別記様式第2号-1様式）
上記アの別記様式第2号様式 ③について、「あり」の場合、記載すること。
- ウ 業者の過去15年の業務実績（別記様式第2号-2様式）
- エ 配置予定技術者について（別記様式第2号-3様式）
- (4) その他
 - ア 入札参加申請書の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された入札参加申請書は、返却しない。
 - ウ 提出された入札参加申請書は、入札参加者の選定以外に無断で使用しない。
 - エ 受付期間以降における入札参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 4 入札参加者の指名
入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から選定し、その結果を入札参加申請書受付期限の日から概ね30日以内に書面により通知するものとする。
- 5 指名されなかった者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を入札参加申請書受付期限の日から概ね30日以内に書面により通知する。
 - (2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）の説明を求めることができる。
なお、書面は3（2）イの提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
 - (3) 説明は、非指名理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。
- 6 入札方法
本業務の入札は、指名業者の選定後、電子入札方式で行う。
- 7 その他
 - (1) 不明な点は、3（2）イに照会すること。
 - (2) この業務の入札は、開札日までに令和8年2月愛媛県議会において、当該業務に係る予算が承認された場合に限り行う。